

始良市有料広告掲載規則 (平成22年3月23日規則第12号)

最終改正:平成26年2月18日規則第4号

改正内容:平成26年2月18日規則第4号 [平成26年2月18日]

○始良市有料広告掲載規則

平成22年3月23日規則第12号

改正

平成26年2月18日規則第4号

始良市有料広告掲載規則

(趣旨)

第1条 この規則は、始良市が保有する資産（以下「市有資産」という。）へ民間事業者等の広告を有料で掲載することにより、市の財源の確保と市民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とした有料広告による掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「広告媒体」とは、次に掲げる市有資産のうち、広告の掲載が可能なものをいう。

- (1) 広報等印刷物
- (2) ホームページ
- (3) 財産
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を適当と認めるもの

2 この規則において「有料広告による掲載」とは、広告媒体に民間事業者等の広告を有料で掲載し、又は掲出することをいう。

3 この規則において「広告主」とは、広告を掲載しようとする者をいう。

(有料広告による掲載の対象)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、有料広告による掲載の対象としない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治的、宗教的又は選挙活動になるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 暴力団その他反社会的団体が関与するもの
- (8) 前各号に定めるもののほか、別に定める始良市有料広告掲載基準（平成23年始良市訓令第3号）に基づき、有料広告として掲載することが適当でないと思われられるもの

(有料広告の募集方法等)

第4条 有料広告の募集及び有料広告による掲載の決定方法等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告主の責任等)

第5条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、第三者からの苦情、被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

2 広告主は、有料広告による掲載の許可決定に係る権利を第三者に譲渡してはならない。

3 有料広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(審査機関)

第6条 有料広告による掲載等の可否を審査するため、始良市有料広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員長及び委員6人をもって組織する。

3 委員長は総務部長をもって充て、委員は企画部長、市民生活部長、建設部長、農林水産部長、教育部長及び財政課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

5 審査会に、広告媒体及び審査する有料広告の内容に応じて必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、有料広告による掲載等に疑義が生じた場合において、広告媒体を所管する課長又は事務局長が会議の招集を請求したときは、委員長は、会議を招集しなければならない。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者及び有識者を出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 会議を招集する時間的余裕がないと委員長が認める場合は、りん議により審査を行うことができるものとする。
(庶務)

第8条 審査会の庶務は、財政課財政係において処理する。
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成26年2月18日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。
